

大阪大学における  
感染予防のための標準的対策  
(基本編)

令和2年5月21日

大阪大学新型コロナウイルス対策本部

## 1. はじめに

大阪府は5月14日の知事会見、ならびに15日の業種ごとの標準的対策の発表を通じ、緊急事態措置としての大学に対する休業要請の解除を行うことを表明しました。

今後は国や府のガイドライン・要請等に従いつつ、また、感染拡大のリスクを極力抑えながら、教育・研究活動を再開し、平常化を目指すこととなります。新型コロナウイルスが撲滅されたわけではなく、ワクチンや治療薬も開発されていないことから、大阪大学では現状をウイズコロナの時代と捉え、構成員が一丸となって対策を行っていく必要があると考えています。学生・教職員等構成員の突発的な感染の発生リスクは受け入れ、感染者発生に対し強靱な組織構築を目指します。具体的には、感染者からの濃厚接触者発生を抑え、学内におけるクラスター形成を阻止することを主眼にした対策を行っていく予定です。

そこで、以下に大阪大学としての標準的な対策（基本編）を記しますので、全学においても徹底した対応をいたしますが、各部局においても対応や周知をお願いいたします。

なお、「講義・実習」、「研究活動」「会議・イベント」などに関して、個別により詳細な標準的対策を今後発出していく予定です。

## 2. 全学規模ならびに各部局に共通する基本的事項

### 2-1. リスクの推定と評価

大学における活動は幅広く、各部局や専攻それぞれで異なります。そのため、それぞれの部局において、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、学生や教職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが重要となります。そのための第一歩として、接触および飛沫感染のリスクが高い場所を認識する必要があり、以下の項目について、研究室や事務室等、小さな組織単位ごとに各自で確認を行ってください。

#### ・接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を調査し、頻度の推定をする。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。

## ・飛沫感染のリスク評価

人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。また、部屋の換気能力の把握や、設計当初の性能が発揮されているかの確認も重要なポイントとなる。

参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中では3時間以上
- 銅の表面では4時間まで
- 厚紙（段ボール）の表面では24時間後まで
- ステンレススチール表面では48時間後まで
- プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

## 2-2. 濃厚接触者発生の回避のための基本的な考え方

濃厚接触者の定義は、国立感染症研究所が定めており、感染確定者の発症日の2日前から接触した者で、以下の条件を満たすものとなっています。

- ① 感染確定者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに感染確定者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 感染確定者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染確定者と15分以上の接触があった者（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

これらの条件から、学内における濃厚接触のリンクを断ち切るためには、④その他の項目に注目し、それに対する対策を行うことが肝要となります。すなわち、適切な防護具を装着し、手の触れる範囲内での接触時間を極力短くする工夫が有効であると考えられます。そこで、以下の対策の実施を各部局に対してお願いいたします。特に、拭き取り清掃に関しては、清掃業者への対応依頼だけでなく、構成員全員の協力が不可欠です。始業前後の自身のデスク等の拭き取り清掃の習慣化に努めていただきたいと思います。拭き取り清掃には、エタノール消毒剤や0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液（花王ハイターで、水3Lに対しキャップ1杯）などが有効です。コスト的には次

亜塩素酸ナトリウム水溶液が圧倒的に優れていますが、使用時に手袋を着用すること、薄めた溶液は長期保存できない（遮光保存で数日が限度）こと、金属は腐食することがあるため、拭き取り後に水拭きする必要があることなど、若干の短所もあります。

対応に際し、技術的な相談がある場合は、安全衛生管理部へ連絡してください。

#### ・キャンパス建物内におけるマスク着用の義務化

**建物内ではマスクを必ず着用すること。**

建物外でも、人と接する（会話、接近等）際には、お互いが必ずマスクを着用していること。

学生は、各自マスクを準備することが原則であるが、持っていない学生にはキムタオルでのマスク自作を指示すること。

キムタオルは安全衛生管理部が各部局に配布する。

（業務補助として、全教職員に対し布マスク（各自1枚）を順次配布中。）

#### ・3密（密集、密閉、密接）の回避

対人距離2m（最小1m）の確保に努めること。

教室や会議室での定員の制限、座席配置の工夫等を行うこと。

部屋の換気（複数の窓の開放、ドアの開放等）に努めること。

#### ・体調不良の場合

**発熱や咳等の症状がある場合は、登校を控えることを徹底すること。**

登校を控えた場合の連絡方法を学生・教職員ともに周知すること。

登校を控えた場合には健康状態に留意し、懸念のある場合は「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示を仰ぐこと。（本学が発出する最新の「新型コロナウイルスへの対応情報」を参照）

#### ・消毒

建物の入り口や動線の要所に消毒剤を配備すること。なお、消毒剤は当面の備蓄は確保してあるが、スプレーボトルが入手困難であるため、効率的に配備すること。消毒剤は安全衛生管理部が各部局に配布する。

2-1で調査した**複数の人が触れる場所を適宜拭き取り消毒すること。**

事務窓口等、対面業務がある場所には、透明ビニール等で遮蔽を設けること。

### ・食事

キャンパス内での食事の際は、席間を離し、**対面での食事をしないこと。**

食堂では大声で会話しないよう周知すること。

食堂の混雑を避けるために、時差昼食ができるよう配慮すること。

### ・トイレ

トイレを媒介した感染の拡散が多く報告されているため要注意のポイントとなる。

便器内は通常通りの清掃でよい。

ドアノブ、便座、便座のふた、水洗レバー、トイレットペーパーのふた等は清潔に気をつける必要がある。

消毒の体制が整うまでの間、**トイレ使用後は手が顔に触れないよう注意し、速やかに石鹸で手洗いをする**こと。

トイレのふたを閉めてから汚物を流すよう、掲示すること。

ハンドドライヤーは止め、共用タオルは禁止すること。

### ・休憩スペース

座席の配置や間引きで、一度に休憩する人数を制限し、対面での飲食・会話を禁止すること。

共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な拭き取り消毒体制をつくること。

### ・ごみの廃棄

鼻水や唾液がついたごみは、ビニール袋に入れ密封して廃棄すること。

ごみを回収する場合は、マスクや手袋の装着を徹底すること。

マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸で手洗いをする

巻末にチェックシートを掲載しておりますので、部局内での対応時に適宜ご活用下さい。